

京丹後市犯罪被害者等支援基本計画（案）の概要

1 計画の目的

京丹後市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等支援の早期対応及び支援内容の充実を図っていくこと目的として策定します。

2 計画の趣旨

犯罪被害者等は、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、根拠のない噂や誹謗中傷、周囲の配慮の不足から発生する二次的被害などさまざまな問題に苦しめられています。

京丹後市では、犯罪被害者への支援に関し、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することを目的に京丹後市犯罪被害者等支援条例を平成 24 年 4 月に施行しました。本計画は、この条例に基づき、京丹後市における犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するための指針及び具体的施策について定めることとします。

3 基本方針

犯罪被害者等の支援は、基本理念に基づき行います。

基本方針	内容
基本方針1 途切れることなく行う	支援の制度や担当機関が替わっても支援が途切れることがないように、犯罪被害者等への支援を行います。
基本方針2 犯罪被害者等の名誉または生活の平穏を害することのないよう行う	犯罪被害者等が地域社会において平穏な生活を営むことができるよう、関係機関等を連携し、必要としている支援を提供するほか、市民の犯罪被害者等に対する理解の促進を図ります。
基本方針3 個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行う	犯罪被害者等の人権が最大限尊重されるよう個人情報の取り扱いに十分に配慮していきます。

5 計画の期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします

6 施行期日について

令和 7 年 4 月 1 日から施行します。